

日本年金機構 相模原年金事務所 御中

## 審査請求前の確認事項について（照会3）

平成29年3月7日

〒231-0047 神奈川県横浜市中区羽衣町三丁目60番地

藤原年金研究所

審査請求人代理人社会保険労務士 藤原 忍

電 話 045-260-6255

FAX 045-260-6256

### 記

平成29年2月24日付返信は代理人を更に困惑状態に陥らせるものです。

については、審査請求の争点を特定するため、次の1点について、代理人が確認できるように必ず文書で回答してください。

「過去の提出済みの診断書はあくまでも参考資料であり、定時審査があくまでも現在の状態の審査である」ということですが、そうであったとしても、**保険者代行が、2級非該当（3級相当）の根拠として具体的に指摘した現在の診断書の文言（障害の状態）は過去に2級と認定した診断書の文言（障害の状態）です。**

すなわち

- ① 診断書が現在に作成されたものであれ、過去に作成されたものであれ、**保険者代行が同一の障害の状態に対して、一方は3級、もう一方は2級と判断していることは紛れもない事実です。**

しかし

- ② 受給権者の障害の程度を判断する認定基準には、この間、改正や変更が一切ありません。

1 上記①，②から次のことが導き出せます。

ア 認定基準に改正や変更が一切ないにもかかわらず，同一の障害の状態に対して異なる等級の判定が行われたことから，認定基準に依拠しない保険者代行独自の判断基準が存在する。

イ この度の2級非該当の判断は，保険者代行が独自の基準を適用した結果である。

代理人のア，イの意見に対して，それぞれに異議，反論等があれば，それぞれに相応の理由を付して抗弁してください。

尚，代理人は受給権者の審査請求を処分があったことを知った日の翌日から法定期限までに行う必要があり，この期限を過ぎた後に行われた審査請求は却下すべきものとされておりますので，上記1点について本書到達の日の翌日から起算して1週間以内に回答してください。

以上

平成 29 年 3 月 13 日

██████████ 様  
社会保険労務士  
藤原 忍 様

日本年金機構  
相模原年金事務所

### 障害基礎年金定時審査に係る照会について (回答)

さきにご照会のありましたことについて、次のとおりお答えいたします。

障害基礎年金の審査は、国民年金・厚生年金保険障害認定基準に基づいて行われております。

ご意見 (ア) について

認定基準に依拠しない独自の判断基準はありません。

なお、同じ 2 級該当でも、3 級に近い 2 級や 1 級に近い 2 級があり、判断が難しいケースは存在します。

ご意見 (イ) について

独自基準での決定ではなく、認定基準に基づいての結果です。

以上

《お問い合わせ先》

日本年金機構 相模原年金事務所  
お客様相談室 ██████████

電話：042-745-8101

※自動音声案内①続いて②を押してください